

工 事 請 負 契 約 書

工 事 名 奈良女子大学（北魚屋）大学院F棟改修工事

請負代金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

発注者 国立大学法人奈良国立大学機構理事長 榊 裕之と受注者 との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。

第2条 工事は、奈良県奈良市北魚屋西町（奈良女子大学北魚屋団地構内）において施工する。

第3条 着工時期は、令和8年 月 日とする。

第4条 完成期限は、令和9年2月26日とする。

第5条 契約保証金は、金 円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

第7条 請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき、3回以内に支払うものとする。

第8条 請負代金は、金 円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から14日以内にするものとする。

第9条 請負代金は、金 円以内の額を中間前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から14日以内にするものとする。

第10条 請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）の請求書は、国立大学法人奈良国立大学機構施設課に送付するものとする。

第11条 完成通知書は、国立大学法人奈良国立大学機構施設課に送付するものとする。

第12条 別記の奈良国立大学機構工事請負契約基準（以下「工事請負契約基準」という。）

第 37 を次のとおり読み替えるものとする。

第 37 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金は、その 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第 13 条 別記の工事請負契約基準第 10 第 1 項第二号中の「専任の主任技術者」を「主任技術者」及び「専任の監理技術者」を「監理技術者」に読み替えるものとする。

第 14 条 この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。

第 15 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発 注 者

奈良県奈良市北魚屋東町

国立大学法人奈良国立大学機構

理事長 榊 裕 之 印

受 注 者

住所

法人等名

代表者等氏名

印